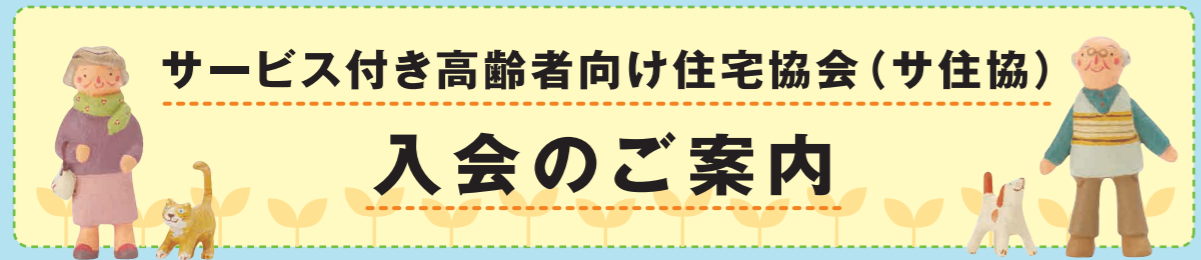


私たちと一緒に、「サービス付き高齢者向け住宅」を健やかに育てていきませんか？



サービス付き高齢者向け住宅協会（サ住協）

入会のご案内

私たちは、サービス付き高齢者向け住宅の健全な成長にご協力いただける方を、法人、個人問わず求めています。サ住協へのご参加をお待ちしております。

会員の特典

1. 情報の提供

最近では、行政からの情報は、ネット経由にて比較的容易に入手することが出来るようになりましたが、まだまだ十分とは言えません。サ住協は、そのネットワークを駆使して、行政と事業者の皆様とのスムーズな情報共有をお手伝いします。

2. 相談窓口の役割

設立以来、いくつかの問題についてサ住協から中央および地方の行政当局に働きかけを行いました。今後も、対行政・対入居者問題等、幅広く会員の皆様の相談にお答えしていきます。

3. サービス付き高齢者向け住宅の認知促進とホームページを通しての相互交流の促進

ホームページに、会員の名簿を公開します。また、サービス付き高齢者向け住宅自体の認知、啓蒙活動を行っていきます。その他、ホームページを通じて、相互交流が出来るように努力していきます。

4. 経営ノウハウの提供

サービス付き高齢者向け住宅の運営について、そのノウハウを提供していきます。サービス付き高齢者向け住宅の運営に関するセミナー・勉強会を開催し、会員の皆様には参加費を割安にてご案内いたします。また個別の相談にも応じます。

5. 品質の評価

サービス付き高齢者向け住宅に対して、一定の基準を設定し、住居としての品質や介護の品質を評価していきたいと思えます。

■ **会員資格**：【正 会 員】本会の目的に賛同し、サービス付き高齢者向け住宅を運営する法人または個人 ※ただし、都道府県・政令市・中核市への登録を必須とします。

【賛助会員】本会の目的に賛同し、その事業を援助する団体又は個人

■ **会 費**：●入会金なし ●年会費／正会員：2万円、賛助会員：12万円

お申込みは…

1

サ住協HP(<http://kosenchin.jp/>)の「入会の申込」→会則等をご覧の上、必要手続きを行ってください。

2

HPからの入会申込を受け、事務局担当者より連絡をさせていただきます。

3

申込と合わせて、契約書類の点検を行いますので、現在ご使用中の賃貸契約書類一式をお送りください。

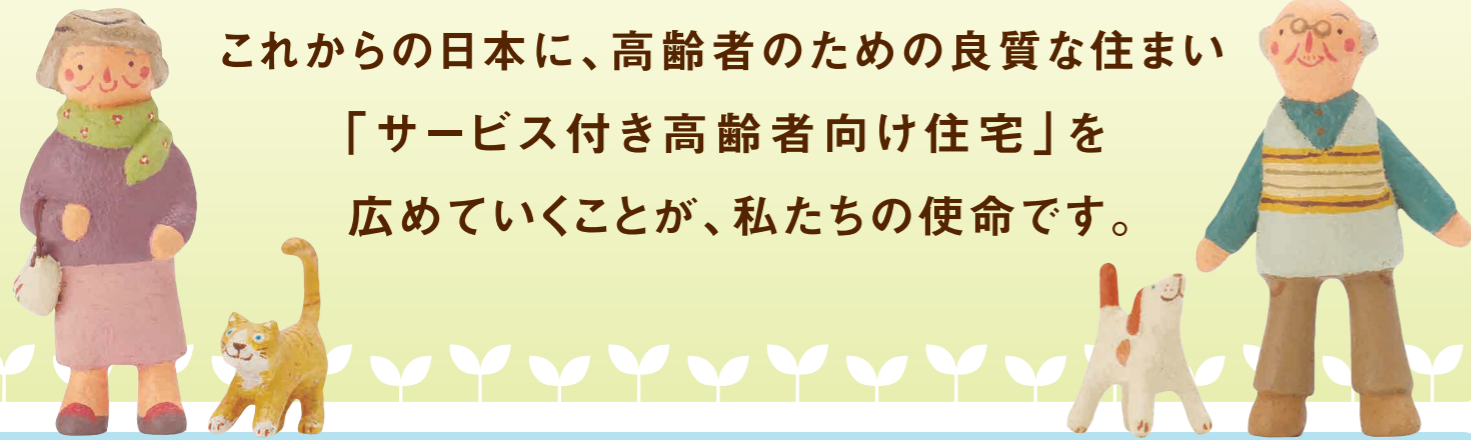
一般財団法人

サービス付き 高齢者向け 住宅協会

地域の中で高齢者が安心して
自由に暮らせる住まいをお届けしたい。

それが、私たちの願いです。





これからの日本に、高齢者のための良質な住まい
「サービス付き高齢者向け住宅」を
広めていくことが、私たちの使命です。

サービス付き高齢者向け住宅協会（サ住協）の主な活動

私たちサ住協は、サービス付き高齢者向け住宅利用者の権利を守るとともに、サービス付き高齢者向け住宅事業及び付随サービスの品質を高め、高齢者のよりよい生活に寄与することを目的に活動を行っています。

行政担当者の方へ向けた活動

事業者の皆様にかかわる活動

入居者・一般の皆様にかかわる活動

サービス付き高齢者向け住宅に関する相談窓口の設置

サービス付き高齢者向け住宅の認知・普及活動

行政への提言活動

行政との交渉援助

行政・事業者間の問題解決

事業者相互の交流促進

サービス付き高齢者向け住宅の質の向上に関する活動

サービス付き高齢者向け住宅の実態調査

品質評価制度の導入

事業者への研修・コンサルティング

財団の概要

名称：一般財団法人 サービス付き高齢者向け住宅協会
(略称：サ住協(さじゅうきょう))

所在地：東京都品川区東品川四丁目12番8号

設立：平成22年3月

目的

サービス付き高齢者向け住宅利用者の権利を守るとともに、サービス付き高齢者向け住宅事業及び付随サービスの品質を高めこれを発展及び普及させることで、高齢者のよりよい生活に寄与することを目的とする。

事業

- (1) サービス付き高齢者向け住宅の普及および認知活動
- (2) サービス付き高齢者向け住宅に関する行政への提言活動
- (3) サービス付き高齢者向け住宅事業の研究・研修
- (4) サービス付き高齢者向け住宅に関するケアの研究
- (5) サービス付き高齢者向け住宅事業の経営実態調査
- (6) サービス付き高齢者向け住宅に関する相談窓口の設置
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

日本の高齢社会における最も大きな課題は、

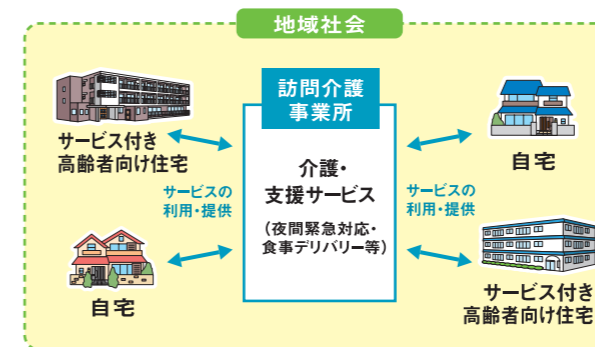
高齢者に相応しい「住まいの確保」。

それを解決する住まいが「サービス付き高齢者向け住宅」です。

サービス付き高齢者向け住宅は、**aging in place (地域居住) を可能にする住まい**です。

aging in place (地域居住) とは…

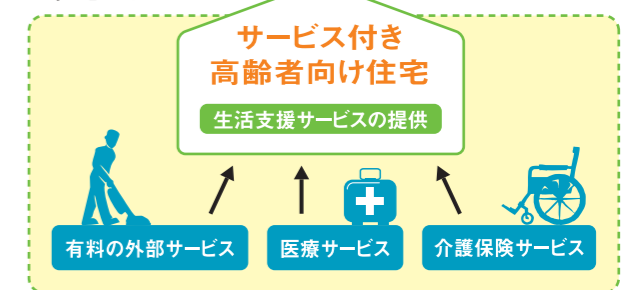
- ① 住まいとケアを分離し、
- ② 高齢者の自己決定を尊重し、
- ③ 物理的に今までの生活圏に入る地域で、
- ④ 社会と常に交流を持ち、
- ⑤ 頻回の住まいの変更を伴わず、
- ⑥ 自律した生活を送ることができ、
- ⑦ 高齢者が安全で安心できる住まいのことで。



サービス付き高齢者向け住宅は、「施設」ではなく、「住まい」です。

- 自由な生活を送ることができます。
- サービス付き高齢者向け住宅に付随する生活支援サービス(安否確認・緊急通報サービス)を受けることができます。
- 必要に応じ、外部から介護・医療サービスを自由に利用できます。
- 居住権で守られており、介護状況の変化による住居の変更を強いられることはありません。
- 住生活基本計画に定められている、「住まいの最低基準」を満たしています。

サービス付き高齢者向け住宅のサービス



国も供給を支援しています!

平成23年4月に高齢者住まい法の改正法が成立、高齢者が安心して住める住宅の供給を促進するために、「サービス付き高齢者向け住宅制度」が創設されました。



様々な区分に分かれていた高齢者向け賃貸住宅は今後、「サービス付き高齢者向け住宅」に一本化され、高齢者の住まいに関する基準が明確になります。国としても、建築・改修に対する補助金制度や住宅金融支援機構による融資、固定資産税等の軽減などの税制優遇措置により、「サービス付き高齢者向け住宅」の供給を支援しています。

詳しくは、サ住協のホームページをご覧ください。

「サービス付き高齢者向け住宅」の主な登録基準

規模・設備

- 各専用部分の床面積は、原則25平方メートル以上
※ただし、居間、食堂、台所そのほかの住宅の部分が高齢者の共同利用に十分な面積を有する場合は18平方メートル以上
- 各専用部分に、台所、水洗便所、浴室等を設置
- バリアフリー構造

サービス

- 安否確認および緊急通報サービスを提供

契約関係

- 書面による契約締結 ※専用部分が明示された契約であること
- 賃貸借方式またはこれに準じた契約
- 家賃・サービスの対価の前払金を受領する場合は、返還ルールおよび保全措置が講じられていること